

第9回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和元年12月12日(木) 15時10分から16時30分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長		山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理	(欠席)	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員		焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員		平山 文雄	委員
川波 康利	委員		平田 豊美	委員
田邊 直美	委員		神本 明彦	委員
山田 善悟	委員		倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員		前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員		矢野 榮	委員
熊本 福實	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和元年12月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第6号 農用地の買入協議に係る要請について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

川波 康利 委員、 山田 善悟 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、令和元年度第9回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。4番 川波委員と6番 山田委員にお願ひします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号2を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和元年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。 議案第1号 令和元年12月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 令和元年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議長	<p>議案第2号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号番号2の審議に入りますが、譲受人が平田康一氏となっていますので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、14番平田委員は退席をお願いします。</p>
議 長	<p>(平田委員の退席確認後)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。 議案第2号について議案審議が終わりましたので、平田委員は入室して下さい。</p>
議 長	<p>(平田委員の着席確認後)</p> <p>次にまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は建設業を営んでおり、事業で使用する資材置き場が不足している為申請地を造成し</p>

	<p>利用する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
2 番	<p>現在、畑として使用されておりますが、先ほど説明のあったとおり、土建業を営んでおりました、機械や資材の置き場として使用したいとのこと。畑の東側に水路があり、雨水は浸透式のものを利用するというので、水路を利用して川の方に流すと聞いています。問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理が体調不良で欠席ですので、私が代わりに補足説明をします。</p> <p>今借りてある土地の所有者から戻して欲しいといわれ、資材置き場があるので今回個人所有の畑を転用されております。担当委員から説明があったように、雨水関係だけで生活用水は流さないということで、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>旅客運送業の譲受人は、事業拡張のため申請地の田を造成し、大型バス12台分の駐車場を確保整備する計画になっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
1 8 番	<p>先月か先々月、申請地の上の土地を社長が購入しています。申請地が今あるバスの駐車場との間の土地になるため、購入してほしいと頼まれて会社名で購入することになっています。</p> <p>排水は上から順に流すようにしており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>補足説明を私の方からします。</p>

	<p>担当委員から説明があったように、問題はないと思います。 それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 建設業及び不動産賃貸業を営む譲受人は、申請地の畑、7,595㎡に貸倉庫2棟を建設し、賃貸料を得るための転用申請となっております。この2棟につきましては、貸し先が2件決まっています。なお、今回の転用につきましては、開発の面積が5,000㎡を超えていますので、県の開発許可が必要であり、5条転用許可との同時許可となっております。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地であると判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>現在は、芝生の栽培の跡地で、雑草が生えた状態になっています。ここを2等分して別々に倉庫を建てます。別々の業者に貸せるようそれぞれに事務所を作るとのことです。事務所は、20名ほどが入る規模になっているため、上下水道の設備が必要なため、それぞれの建物から既存の管に接続されるとのことです。雨水は敷地面積が広いので、直接道路に流れないように、空き地部分を中央に向けて若干勾配を低くして、集中豪雨が降った時はそこに一旦、雨水が溜まるようにして、徐々に排水溝に流れるようにすると聞いています。 あと、前面道路は1mセットバック、北側も1mセットバックされるそうです。地元説明会の時に、工事期間中の騒音問題等起きないように注意します。完成後も地下水などを適宜検査して異常がないか調べますとの説明があったそうです。問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>補足説明を私の方からします。 私が、懸念するのは、集中豪雨が、降った時に今まで地面に浸透していたのが、建物が出来ると道路や排水溝にあふれ出ると思います。事業者はそれなりに最善なことをしていくということで、良いと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在の住居では手狭であることから、申請地を譲り受けて、それと宅地を合わせて自己用住宅を建設するための転用申請です。 建物としましては、木造平屋建て、建築面積118.41㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側及び南側に農地の広がり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>北側に大きな家があるんですが、手狭になったというか、子供が大きくなったので、別に住むということです。屋敷に続いているところで、ここに平屋を建てるとということです。ただ、合併浄化槽になっており、下水道が使えないのかと確認したところ、親の家の方に来ているんですが、そこから東側の道路に来ていないので、繋ぐのにお金がかかるということ、もし、伸ばしても勾配が逆になっているため、流すためには、高さを上げないといけないため、合併浄化槽にしましたとのこと。</p>
議 長	<p>補足説明を私の方からします。 担当委員から説明があったように、詳しいことをきいてから了承してあるので、特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいであるため、申請地の畑289㎡に自己用住宅を建築する計画となっています。建物としましては、木造2階建て、建築面積74.93㎡の住宅となつて</p>

	<p>います。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>道が少し狭いようですが、排水関係は道の方にある、既存の管に流すとのことで問題はないと思います。</p>
議 長	<p>補足説明を私の方からします。</p> <p>現地を見に行きましたが、とても狭い道路で、そこに建てるとのことでしたが、セットバックして道を広くするとのことですので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第3号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号6を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいであることから、妻の父から申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。面積は一体利用地の宅地と合わせて466.9㎡となっております。建物としましては、木造2階建て、建築面積112.20㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側及び南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>なお、今回の申請地は平成31年1月10日の農業委員会総会において、農振農用地からの除外についての意見が承認されています。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
5番	<p>申請地の下水並びに上水は北側にある町道から引き込むようになっています。雨水は西側に川がありますので、そちらに流すように指示しています。問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>補足説明を私の方からします。 担当委員が言われたように問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号6は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。 議案第4号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。 理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。</p>
事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 別紙資料の24ページをお開きください。 24ページの事業計画書に記載してありますように、転用事業者は中牟田の〇〇です。霊園の駐車場が不足しているため、拡張するための農振地域の変更になっています。現在の駐車スペースは、6台ですが20台に拡張する計画です。 23ページをお開きください。今回の申請は所有者になっています。転用時には〇〇に売却される予定になっています。 25ページに区長、農業委員、水利関係者の承諾があります。 申出地の位置図は26ページです。中心の太枠で囲まれたところが今回の除外の申請地になっております。現況は山林となっています。この逆L字、右側の縦長い筆が既存の霊園となっています。なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、西側に、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。 第1種農地は原則不許可であります。既存の霊園の敷地が967㎡ございますので、その2分の1を超えない範囲での拡張であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員からご報告をお願いします。</p>
2 番	<p>雨水は地下浸透式で駐車場の左側にある側溝にも勾配があるため、流れるようになっています。別に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第4号 番号1の筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局、担当委員の説明が終わりました。それでは、ご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 矢野委員、前田委員 場所につきましては、別紙の配置図、28ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。 議案第6号 農用地の買入れ協議に係る要請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。 議案第6号 農用地の買入れ協議に係る要請について、上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。 理由 あっせん申出のあった下記の農用地について、認定農業者が直ちに買入れることが困難であることから、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の買入れが特に必要と判断される為、農業経営基盤促進法第16条第1項に基づき筑前町長に対し要請する。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農用地の買入れ協議に係る要請について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので採決に移ります。 議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第6号は全員賛成にて可決をいたします。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長よりお願いします。</p>
会 長	<p>これもちまして、第9回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16 : 30 終了</p>